

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、平成29年度には13万件を超え、5年前と比べ倍増している。

こうした状況下において、政府は平成28、29年に児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきたが、本年3月、東京都目黒区では、児童相談所等が関与していた中で、両親から虐待を受けた女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには、児童相談所と関係機関が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって、政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区における児童相談所の設置支援を促進するため、平成28年度に策定した「児童相談所強化プラン」を見直し、新たなプランを策定するとともに、地方交付税措置など必要な財政上の措置を速やかに講ずること。
- 2 増大する通告・相談に迅速・的確に対応するため、児童相談所と市区町村の役割分担を明確にするとともに、児童相談所が、警察、児童養護施設、NPO法人、保育所、学校など関係する多くの機関との連携強化を図ること。
- 3 被虐待児童を含む家庭が他の自治体へ転出した場合に、必要な情報を転出先の児童相談所等へ確実かつ迅速に引き継ぐことができるよう、全国共通のルールを定めるとともに、警察と児童相談所の間においても情報共有できる仕組みを整備すること。
- 4 児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、児童虐待通告専用のダイヤルとし、通話料の無料化及び運用改善の検討を併せて行うこと。
- 5 虐待防止対策を進めるため、小中学校においても、虐待への対応を校務の一つに位置付け、組織的な対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長

（提出者）全議員